

# 職員給与等調査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和2年11月20日(金)  
10時03分開会 11時30分開会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：川上 均  
委 員：山下清美、鈴木孝寿、奥秋康子、加来良明  
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員 な し
- 6 議 件  
(1) 職員給与等の算定等について  
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（中島里司）：おはようございます。テレビ等で拝見していると十勝もコンスタントに新型コロナウイルスの患者、感染者が出ている。全国的にも、特に北海道は大変で、検査が増えれば患者も増えるとテレビで言っていた方もいる。そのとおりなのかなと思うが、そういう中であって、皆さん、それぞれ個々で気を付けておられると思う。当然、清水町に入ってきてほしくないし、自分達も感染しないように、個々で気を付けて日常生活を送らないとならないのかなという気持ちがより強く発せられている昨今だと思う。

第4回目の職員給与等調査特別委員会を只今から開催いたしたいと思う。

### （1）職員給与等の算定等について

委員長：本日の進め方としては、初めに前回の委員会の際にお渡しした、特別委員会を通じた各委員の所見確認ということで、これに沿って進めていきたいと思う。進め方として、今お話し上げた、先日お渡しした、この4つについて議論をしてそれに沿って進めていきたいと思っているがいかがか。他に出てくれば、またこれが終わってから、改めて、それぞれの委員の考え方をお聞きしていきたいというふうに思っているが、そういう進め方でよろしか。

（よろしいとの声あり）

委員長：先日、お渡しした所見確認ということで、今までの調査を踏まえて、本件の問題点はどこにあると捉えているのか。皆さんの考え方、感じていることを意見として出していきたい。なお、事務局で今日配付した所見確認（まとめ用紙）については、メモ帳としてお使いいただければと思う。

それでは、1項目目の今までの調査を終えてということで、本件の問題点はどこにあると捉えているのかについてご意見をいただきたい。なお、川上委員、鈴木委員から書面でいただいている。これらも踏まえご意見をいただければと思う。

早速、川上委員、書面にさせていただいているので、これらについて、若干、説明を加えていただけたらと思う。

川上委員：私から、書面の所見確認についてのご説明をしたいと思う。今までの調査を踏まえて本件の問題点は、どこにあると捉えているのかについて、時系列に追っているとは思うのだが、まず（1）、令和元年8月13日付けで職員による問い合わせがあった。これに対して、町は間違った法的根拠で説明しているのではないか。そこに瑕疵があったのではないか。そういうことをまず思った。①として、当時、職員は初任給決定の誤りの有無（疑義）についての問い合わせをしたと。町側の受け止め方は、基準学歴区分に対する疑義ではないと説明をしている。問題点のAとして、当時、執行側は、基準学歴区分があることを理解しておらず、認識しておらず、その規定を適用すると認識もしていなかった。今までの経過の中で、経験年数決定基準表の適用により決定していた。まず、そこが誤った基準に基づく給与決定であり、瑕疵があったのではないかということであ

る。経験年数決定基準のうち、区分として学校又は学校に準ずる教育期間における在学期間の適用換算率が、清水町の場合は、25/100 となっている。前回の説明では、町村の判断で適用できると回答していたが、これは国の人事院規則の中、そして道でもそうだが 100/100 以下を適用しており、それに対する合理的な適用説明がされないまま 25/100 を適用していることも今回分かり、他の自治体との公平性にも矛盾がみられ、これは改善が求められるという問題の1つである。続いて、問題点Bとして、令和2年7月20日付け文書による疑義の確認依頼は、令和元年8月13日の疑義に対する、これらの回答の不十分さによる再調査の依頼であることが当然考えられて、一連のものとして認識されると思う。であれば、町の責任として令和元年8月13日できちんと説明されてなかったということで、これを起点として給与訂正すべきであり、令和2年7月に訂正したとした法的根拠をきちんと示す必要があるのではないかと思う。

次に(2)として、令和2年8月28日付けの決定行為と令和2年9月18日付けの決定行為の法令適用の齟齬の原因究明と、町としての責任の所在についてである。①として令和2年8月28日の決定内容は、本町規則に基づく人事院規則の運用を適用し、本来、短大卒として扱うべきであり、初任給決定は誤っていると判断して給与を遡り、文書を受け付けた7月から訂正をしたと決定をしている。ところが、②として令和2年9月18日の決定では、法令を精査した結果、過去の初任給決定に誤りがないと判断し、本町規則に基づく人事院規則の運用は、次期の新規採用職員から適用し、対象者6名は、新規採用職員との在職者調整による給与の訂正と整理して7月から適用すると決定している。これらについて、問題点Cとして、令和2年8月28日の決定内容は、本来短大卒として扱うべきであり、初任給決定を誤っていると判断。そして9月18日では、法令を精査した結果、過去の初任給決定に誤りがないと判断。町側のこれらの異なった法令適用の齟齬から議会及び職員側も混乱をきたした。それら混乱を招いた原因究明と町としての責任はないのかを問いたいと思う。

(3)として、「7月に遡り適用」と「7月に遡り在職者調整」による適用は、違法性がないかということである。問題点Dとして、先程の(2)の①、8月28日の決定では、短大卒相当にすべきと判断したということは、人事院規則の運用である、取り扱うことのできる規定についての町としての見解が示されたものであると考えることから、当然に現職の採用時の初任給決定の是正もしくは、不利益を受けた給与相当額を補填すべきではないかということである。問題点Eとして、新たな運用の開始は、本来、新規採用職員に適用されるものであると思う。これが、在職者についての是正措置と考えても、決裁以後の適用が原則となり7月に遡ることは、違法性が強いと考えられる。問題点Fとして、9月18日の決定では、今度、在職者調整により7月に遡り適用となっている。しかし、在職者調整は、あくまでも新たな運用の開始となされたことに伴い俸給調整されるものであり、これも違法性が強いと考えられる。

(4)として、議会及び職員(組合)に対し説明責任が不十分で不誠実な対応となっているのではないかということである。①として、令和2年8月28日の決定による説明、これを基に、議会では9月17日の決算審議の総括質疑の中で回答している。職員に対しては、9月1日から3日職員個々及び9月14日に職員組合に対して説明を行っている。ところが、令和2年9月18日の決定により議会では9月23日に行政報告がさ

れ、職員に対しては、10月8日組合と団体交渉がされているということである。問題点Gとして、議会に対しては、9月18日と23日の説明では異なった内容であり、令和元年の決算は9月18日の説明を受けて不認定としている。不認定としての決定はどう扱われるのか、又、町としてしての責任はないのか。同様に組合に対しては9月14日以降何の説明もない中で、23日の行政報告がされているということである。これは、不誠実な対応であり、町として説明責任を果たしていないのではいかということである。

(4) 町の決定方針、過去の初任給決定号俸に誤りはなかったかの判断根拠は間違っていないかということである。①として、職員給与はあくまで公金であり、法令に基づき決定されたかどうか重要で、適用は厳格でなければならないというのが大原則である。②として令和2年10月26日付けの決定文書の中では、過去において本町規則に基づく人事院規則の運用の規定や決裁がないことが、上記運用しないことを都度決定していると言い換えることができるとの解釈であるが、この解釈は間違えであり、他の自治体が採用している町条例第5条第2項の人事院規則に準ずるを厳格に適用するのが基本だと思う。問題点Hとして、運用規定そのものの存在を担当者が認識していなかったということは、そこに瑕疵があり、判断根拠は、違法性があるのではないかその責任の所在をどう考えるかということである。

委員長：それは次に書面提出をされた鈴木委員。

鈴木委員：急いでやったので、誤字脱字等々、重ね言葉がいっぱい入っていて、その辺はご勘弁いただきたい。私のところでは、大きく川上委員と内容的には変わらないような気がするのだけれども、クローズアップするというか、問題点はどこにあるのかと考えたときには、最初の1、2行にある判断、決断とそれに余計な時間をかけたことによって誤解が生じたり、色んな部分で弊害が出ているのだなというのが、まず1点。

その後、できる規定、いわゆるやってもやらなくてもいいのだという言葉が独り歩きというか、理事者側がよく言っていた。先程、川上委員のほうからあったが、本来は厳格でなければならないのが給与規程だと思う。でも、間違っただけで、仕様がなかったと思うのだけれども、厳格であるべきルールをやっていなかったからということで、結局、皆知らなかったというところで、払わないためには、どうしたらいいかとか捉えようがないような行動で、そういう部分についての一連の流れが問題なのかなと。問題点は、こういうところにあるのだろうというふうに思っている。

それ以下については、上乘せして書いていることだけれども、担当者において昭和52年以降の人事院規則の運用に際して知らなかったというところについては、同じような説明になるが、結局、先に取り扱わない、でも、取り扱う、7月からやる、来年4月から適用するとか、2転、3転する訳である。そうするとルールはどこにあるのだろうというのが、本来の考え方というか、厳格なルールをこれから、やるというのであれば、やはり、それに基づいて給料を直すのが、間違っていたのだから直すのだろうという考え方だったけれども、それを正しかったのだというような、知らないこともルールの運用だったという言い方がどうしても気になるところが、問題点なのかなと。最初から言われていることは、説明等でも、変遷が間違いなくあったので、説明責任の一環性が欠如しているのかなという今回の問題点としては、私は捉えている。以上。

委員長：引き続き進めていってよいか。口頭で何かあれば報告していただくということで、順次

進めてよいか。

(よいとの声あり)

委員長：山下委員。

山下委員：今回、今までの調査を踏まえての本件の問題点についてだが、今回については、給料の関係で色々聞いていく上で、分からないところというのは、専門士になった時に適用をしていなかったという部分のスタートの時点がどうなのかという部分が不明瞭で、扱いについては今言った部分の、その時々によって変わっていった内容になっていたの、スタート時点でどうだったのかなという部分が、その都度、その都度、どう扱われていたのかという部分が分からない部分が、掴みきれないなと問題だと感じている。全て、そこからスタートしているのかなという気がしている。以上。

委員長：奥秋委員。

奥秋委員：今までの調査を踏まえて、本件の問題点は、どこにあるのかなということなのですが、昨年の8月に職員の上司から初任給の決定方法について誤りがないか確認の依頼の電話の問いに、総務課の中で確認をし、誤りではなかったと回答したが、その後のやり取りが一切なく一年が経過してしまった。時間をかけないで、すぐ、具体的な内容を示し、再確認の行動をとるべきではなかったのかなと思う。昨年の8月では、基準学歴区分に対する疑義照会だと総務課も認識していないということなので、そういう意味では、言葉足らずの部分というのは非常に大きかったのではないかと考える。しっかりと、そこら辺の再確認を具体的に確認していただきたいかなと思っている。

委員長：引き続き、加来委員。

加来委員：5点程になると思うのですが、人事院規則の運用の協議の過程と決定が、未だ不明であると。これまで、過去の昭和52年からの経緯が執行側の説明でも明らかにならなかったということが、問題点であると。

2点目として、令和元年8月13日時点で、今、奥秋議員も言った庁舎内での問い合わせがあった時点で、もっと課題を共有し、組織として運用が間違いでないのかという課題として捉えて協議をすべきではなかったかと、担当係で判断したということではなくて、課題を共有すべきではなかったかというところが、問題点でなかったかと思う。

3点目として、令和2年7月20日後の事務執行の進め方について、2転、3転して決定に至っていると、執行側の方向決定に至っているということで事務の執行の進め方についても課題問題があると。組織としてもっと、組織として責任をもった事務の執行の進め方をすべきでないかと。

4点目として、対象職員への説明と協議の在り方について、この点についても組合との交渉に今なっているが、まずは、該当した職員達に丁寧な説明が必要でなかったかと。その上で、給与規定についての運用について組合と相談したり、今後の対応について進めていくべきでなかったかというふうに、そこに問題があったのではないかと考えている。

5点目として、問題発生時に町民への説明責任と議会への説明責任、また、情報の発信の仕方について課題、問題があったというふうに考えている。以上。

委員長：それぞれ、委員の方々のご意見を伺った。少し時間をとってお互いに意見の中で何かあれば、もう少し、聞きたいことがあるということあれば、委員長を通して議論を深めて

いただきたいと思うが、いかがか。

そのような進め方でよいか。

(よいとの声あり)

委員長：何かあれば、個々の説明を補足説明的な部分含めて、意見を出していただきたいと思う。なお、先にお聞きしたい委員の名前を言った上で質問をしていただきたいと思う。何かあるか。

鈴木委員：一通りあってちょっと気になったのは、奥秋委員が先程、問題意識に上げたのは、昨年の8月に言った職員が、最後まできちんと確認をしなかった、その人の最終的な責任だというようなお話であった。問い合わせして、誤りでないという回答があって、その後1年間放置していたことが、ということで質問者に問題があるという発言だったのだけれども、それで、間違いないかどうかだけ確認させてもらいたいと思う。

奥秋委員：その時、ご本人も上司ももっと問題点について、具体的に総務課のほうに問い合わせもして、突っ込んで説明してもらおうように働きかけるというのも大事でなかったのかなと。1年も経ってしまってここまでなるという、本当に更に問題も大きくなってしまったというのはあるので、認識もまた、少し足りなかったのかもしれないし、総務課のほうでは、疑義の認識していなかったということなので、総務課のほうも認識が足りないし、ということであれば、やはり空間があったというのが、できればもっと早くという思いはした。別に本人の責任だとは申し上げないが、なかなかそこまで。

委員長：他に何かあれば。特になければ、次の項目に行っても良いか。

(よいとの声あり)

委員長：次に2項目目、上記について調査特別委員会で確認できたもの、確認できなかったものは何かということで、川上委員から願います。

川上委員：上記についての確認できたもの、できなかったものは何かということで、確認できたのは、こういう書き方をしているのか分からないけれども、執行側は、基準学歴区分ではなくて、経験年数決定基準の適用により決定していたと。それは、誤った基準に基づく給与決定ではないかということが確認できたということ。また、経験年数決定基準のうち、学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間の適用換算率が25/100となっているが、国や道など他の自治体では100/100以下を適用しており、間違った適用をしていることが、今回判明したということだと思う。

記述にはないのだが、初任給決定基準の表というのが、大体他の自治体では、規則の中にそういうのがきちんと盛られているのに、清水町の場合はそれらが明記されていないで、全て人事院規則に準じると謳われている。そこに、そもそも、やはり今回、認識されなかった問題の原因があるのではないかと。やはりきちんと給与表を人事院規則に則ったものに、表を含めて明確にして、他の自治体と同じような形で運用していれば、このような問題も起きなかったのではないかとこの部分が確認できたと思う。

確認できなかったものとしては、決定書はあったのだが、北海道と北海道町村会法務支援室の回答文書が、実際にはどのようなものであったか確認できなかった。1年経過後の7月20日の疑義確認依頼について、文書を提出されたというのだが、何故、1年経過後に文書で、口頭ではなく文書で提出されたか、その理由はどうなのかというその部分も確認したい。そしてその文書の宛先は総務課なのか、町長宛なのか、確認できな

かったので、確認したいなと思った。

9月17日の決算審議と9月23日の行政報告のやはり違いを精査する必要がないのか、ここに大きな問題があると思っている。決算審議は8月28日の決定に基づき答弁、行政報告は9月18日の決定に基づいているのは先程、問題提起した。行政報告の際に決算審議の答弁と異なることに関して説明責任も果たしていないのではないかと考えている。まだ、確認できなかったものとして、6名以外の適用者の確認、消防を含む者である。給与訂正の時期を令和2年7月とした法的な根拠がまだ不明確ではないかということである。以上。

委員長：それでは、引き続き、鈴木委員。

鈴木委員：私の所見としては、まず確認できたのは昨年8月時点の問い合わせは、結果として今年7月再度問い合わせ、8月、9月に流れになったものの原因になっていたと。そこを、後々、本人の不利益等々を考えると、昨年の8月時点を一つの基点として考えるべきではないのかなという、ここに、その取り扱いの流れが、疑問を感じているなど強い疑問を感じるということで確認をさせていただいたところ。

それと同時に前回の資料としていただいた8月28日付けの決裁文書、9月18日付けの決裁書類、時系列で色々考えていくと、行政報告する前段等々、解釈は既にあった。けれど行政報告は無かった。色んなところが時系列のおかしさと決裁の判断の解釈が、8月28日、9月18日半月でだいぶ変わったので、確認はできたものの、今後更に精査しなければならないかなと。また、前回10月26日付けの決裁書類の根拠としたものもあったけれども、これは確認できたけれども、最後、確認できていないのは書類を最終的にどんな見解なのか、1行、2行、3行位で終わっていたので、これの原文も確認させていただけたらと思っている。

最後の方の一方だけの理事者側の説明で不明な点が多いので、当事者側、若しくは当事者側から委任を受けた組合側の説明も受けなければ、両方の意見、本人達の意見を委任された組合と話したりするのも、やはりこれをしなければならない、確認ができていない、片方だけでは確認できないなというふうに思っている。以上。

委員長：山下委員。

山下委員：今回、確認できたものということで、项目的に数点ある。町の過去における、基準学歴区分、これについて専門士が明記されていなかった部分が確認された。

また、人事院規則の取り扱いについては、各自治体に任されているのだということを確認された。色んな部分は、説明の中であったけれども、大きく確認された部分だけ説明させていただく。3点目として令和3年の新卒から適用していくと、そういった中で、6名については在職者調整をしたということを確認した。専門士が名称として確立された時点での扱い方について、不明瞭だったということは、確認できなかった部分になっている。確認できた点、3点、確認できなかった点、1点。以上。

委員長：続いて、奥秋委員

奥秋委員：今回、確認できたものは確認しているが、今回、確認できなかったものは、当時の任命権者が何故、第5条の人事院規則9の8というものを適用しなかったのか、できなかったのか、根拠が確認できなかった。できれば、その当時の任命権者に確認をしたかったと思っている。以上。

委員長：加来委員。

加来委員：確認できなかったことのほうが、メインなのだが、1点目の人事院規則などの運用の協議過程が不明という点については、協議決定書類がないため、不透明だということが分かった。ただ我々特別委員会として、参考人等、色んな方法使ってそこら辺、確認する必要があるのではないかというふうに感じたところでもある。ただ難しいかなというところも感じている。

2点目の昨年8月13日時点での担当係の対応により、人事院規則の確認に至らなかったということは、組織として文書、協議過程が不透明であると、そこら辺が不透明なので、これまで通達等、色んな法的な運用・文書について、組織としてどのように扱うかという所を確認できていない、わからなかったということ。

3点目として、7月20日後の事務執行の在り方について対応協議し、道へ問い合わせたという経緯であるけれども、順序が事務の執行として、違ったのではないのかというようところが問題かなと確認できた。対応職員への説明についても、もっと調査、決定過程を対象職員へ説明する、理解を得る努力が執行側には必要だったということが確認できた。

4点目、直接、本人達には話し合いはしていない。組合を通して今、しているということだけでも、本来は、まず、対象職員に過程を説明するのが当然のことではないかと、その上で取り扱い等については、組合を通して協議するかそういう方法をとるべきでなかったか。

5点目の説明責任については、もっと速やかに情報発信を説明していくべきだというふうに感じたところ。以上。

委員長：調査特別委員会で確認できたもの、確認できなかったことについても、同じくそれぞれの委員の説明、考え方をお聞きした。それについて何か、特にあれば時間を設けたい。

(なしとの声あり)

委員長：休憩する。

【休憩 10:47】

【再開 11:00】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、次に3項目目、調査報告書に記載すべき事項についての各委員の所見について伺いたい。

鈴木委員：まだ、現段階では、記載すべき事項については、調査すべきことがありすぎて、皆の認識を一旦まとめた上でとなると思うので、調査報告記載事項については、今、この時点では協議すべきではないのかなと。しても仕様がなくなってしまうのかと思うのですが、いかがか。

委員長：今、鈴木委員から3項目については、現時点では、まだ2項目を議論していただいた、考え方を皆さんにお聞きした中でも、今これを協議してということではなくて、時間をかけるということで、意見をいただいた。

いかがか。

(よいとの声あり)

委員長：3項目目は、終わりたいと思う。もう少しはっきりしてからということにしておきたいと思う。

次に、その他、特筆事項何かあるか。特にないか。

(なしの声あり)

委員長：皆さん方から色々考えをお聞きした。この委員会について皆さんからお聞きした中で、執行側にまた聞かなければならない、問い合わせする必要な部分というのはあると思っているのだが、その辺の取り扱いはどういうふうにするか。

鈴木委員：私のほうもお話させていただき、他の委員のほうからもあったけども、理事者からも聞きたいというのは当然あるが、関係する流れについて、過去の扱いと、当事者から直接聞くのは問題あるが、委任を受けていると聞いているから組合側と。どういう思いなのか聞く必要はないが、組合側からは、組合が受けたこれまでの経緯の説明を受けて合わせればいいかなど。その中で問題点が出てくるかなど。更に、過去の理事者、若しくは、担当された方々からもどういう形になるかちょっと、協議しなければならないが、参考人とするのか、アンケート調査にするのかも含めて、調査をした上で、調査が次ぎのプロセスになっていくのかなと思う。

委員長：今、鈴木委員から出たのは、組合のほうの話も聞く必要があると、過去の担当者についても聞く必要があるのではないかと。前回もそのような意見をもっておられた方もおりましたが、順番に整理していく上からでも、只今の意見をどのように取り扱うかということについて、お諮りをしたいと思う。

加来委員：参考人等について前回でもそうだが、対応してもらえる人に対しては委員会として承知して、話しを聞くべきではないかと基本的には思う。参考人を呼ぶと経費がかかるということで、事務局で調べたりしたのか、費用弁償等について分かれば説明をお願いしたいと思う。

事務局長（田本尚彦）：費用について部分であるが、財政当局と打ち合わせをして、科目としては、旅費の範囲に入るとのことで、今年度、各種研修等の参加を見合わせているということで、全体としては経費があるので、その中で、節内の細節の流用という形で、経費の支出は可能ではないかという確認はとっている。

加来委員：先程、鈴木委員からあったように、できるだけ委員会として、できることは対応していただくことを前提に、今後の進め方として、今日出された問題点等を、委員長、副委員長で整理していただいて、その上で進め方を今後、決定していただけたら良いのではないかと思います。基本的に委員長が、当初12月を目処に報告を考えていきたいと言っていたが、まだ先に時間がかかるということを皆で確認した上で、進めていただけたら良いのではないかと思います。

委員長：他に何かあるか。

(ないとの声あり)

委員長：いただいた意見を整理させていただきたいと思う。

担当者、過去の担当者も含めてということで、参考人として、費用的には問題ないということだが、過去の人を呼ぶということが、生の声をお聞きするというのは良いのだけれども、過去の方に何を聞くかということになる。前にも話しを聞いて、過去の担当

者に来てもらって何を問いかけたらいいのかなと。知っていてやらなかったというのではなく、皆さん、多分気付いていなかったと今まで。その答えしかない。分からなかった、承知していなかったで終わったら、その先、何を聞けるか。聞く項目にもよるのだけれども。呼ばないでやっていくのであれば、アンケート的な部分で、文書を付けて意見をいただくという方法もあるかなと2通りで。私としては、そういう考えもあったので。当時の担当者の意思確認、アンケートでもできないだろうかという思いがあるものだから、呼ばれた方は何人か来てくれると思うのだが、質問側は来ていただいて、2つ、3つで、はい、ありがとうございますで良いのかどうか。そういう思いもある。

加来委員：参考人としての呼び方については、まず、給与の決定について知っているか知らないかをまず、確認した上で、もし、知っている人がいたら来ていただくと。参考人として。それで、出てくれるか、出てくれないかはわからないけれども、遡ってどこまでというの、難しいけれども、その上でもし出れない、出てまでというのであれば、分かっている人には、文書等でも最終的には良いかなと思うけれども、ほとんど委員長が言うように認識ないということであれば、最初に案内する前に確認の上で、いきなり参考人に案内するより、まずは、認識しているかしていないかの確認、分かりそうな人に確認することから、始めていくことかなと思う。

委員長：今の加来委員のお話とだぶるけれども、先に文書をお送りして、その欄外に特別委員会出席していただいて、より詳しい説明をしていただけるかという、そういう文面もつけながら、アンケートと言ったらおかしいが、問いを2、3書いてぶつけたらいいかなと思うのだが、いかがか。

鈴木委員：逆に今回、採用、該当者が6人いらっしゃるということで、6人の時のトップ、首長までいるのかどうか、首長と言っても1人、2人しかいないのだから、それはいいとして、担当、副町長あたりが、調べていく上で。これは、事務局側がやるべきなのか、それとも我々がやるべきなのか、一旦、電話等、何人もいないから確認しても良いかなと思う。その上で知らない、認識はないというのであれば、その報告で十分だと思うし、文書がいくのもあれなので、まずは、どうですかという、あまり大きくすると、来る方も構えでしまうのかなという部分もあるけれども、そこで、もし知っていたというところがあれば、ぜひ、お話をお聞きしたいのだけれどもという形で進める方が、相手に対して失礼ではないのかなというような気はするのだが。

加来委員：まず入り口としては、それで良いと思う。ただ、調査したということは残さないといけないので。電話、口頭だけで知らないということで済ませて良いのか。認識がありませんということ公式な発言として、委員会として確認して良いのかという問題が出て来るので、それを確認した上で後でも良いから、文書で案内して認識なかったという文書をもらうとかその順番をしていけば良いのかなと思う。

委員長：鈴木委員から出た、知っていたという方は、まず居ないと思う。万が一、知っていたらそちらの方が問題が大きくなるから。私が聞いた限りでは、承知していなかったという。何人も聞いていないけれど、ちょっとした会話の中で聞いただけで、正式に聞いたわけではないが。全然、そういうのを承知していないと、ランク付けが。そういうお話だったので、呼んでもそういうことで、みえるのだなということがあったものだから。だけど何か当委員会としては、過去に遡って加来委員が言ったように何らかの物を残す必要

があるから、電話等で先に聞くか、文書であれするか。どこまでということになったら、一番古い人で 20 年は過ぎているか。そこから、ずっとではなくて、採用年次 6 人の人に対しての当時の副町長、総務課長、聞けるのはそこまでだと思う。アンケートを出すにしても。その中で、承知してなかったけど、説明したいことあるという方が居れば、当委員会に来てもらうと。順序として、手続きとしてはどのようにしたらよいか。

加来委員：特別委員会でこういう話で、確認をまずはしたいということを事務局から伝えていただいて、認識ないというのであっても、認識あるというのでも、それであれば参考人として案内を出さしてもらって良いかとか、確認をしながら、事務局対応でも良いのではないかと、まずは。それで正式に参考人として出席ということになるのであれば、その手続きを踏めばいいのではないかなと。該当の課長、総務課長に聞くのが一番なのかと。課長が認識のある人であれば決裁、決定当を上までにあげているだろうし。まず、その時、該当した課長あたりに口頭で確認してみるもののほうが良いのではないかと。

委員長：まず、今のご意見は電話で問い合わせをしてということである。問い合わせは、総務課長ということで、電話で確認させてもらってから次の段階に行くということによろしいか。

(はいとの声あり)

委員長：人事が変わっていれば 6 名の過去の総務課長。誠に申し訳ないけど、事務局にはピックアップして電話で問い合わせしていただけるか。事務局のほうから電話することで進めさせていただいて、その結果は、次回でまたお話しさせてもらいたいと思う。そういうことによろしいか、参考人招致については。

鈴木委員：組合のほうも同時進行でやっても全然大丈夫だと思うので。一遍にやっても良いし、その辺、一緒もしくは、別々にやられても良いと思うので、よろしくお願ひしたい。あとは委員長にお任せする。

委員長：鈴木委員から組合もという意見があった。組合については、前回必要ないという委員もいたので、再度ここで確認させていただく。これも事務局サイドで事前に組合と相談してもらおう。可能性というか、ルールがあるのかも知れないから、その辺も含めて事務局から組合のほうに問い合わせをしていただきながら、先のことについても協議してもらおうということによろしいか。組合に対してはそういうことによろしいか。

(はいとの声あり)

委員長：組合の考え方を尊重していきたいと思っている。

次に先程、加来委員から出ていた、調査終了の時期なのだが、私は、当初この委員会立ち上がった時点で、12 月の定例会で報告したいと皆さんにお話申し上げたが、現状として私自身もちょっと難しいという思いはしている。議員としての任期は、来年終わるわけではないので、もうちょっと時間かけても良いけれども、先でもいいのだけれども、継続調査ということを含めて、今後のこの会議の流れで判断していきたいというふうに思うが。当初、私が申し上げた 12 月調査終了というのは、今のところ保留させていただいて、この委員会の流れをもう少し見た上で、判断をさせていただきたいと思うが、そういうことによろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：それでは他に何かご意見があれば、その他ではなくて、算定等について関連でご意見いた

だきたいと思う。何かあるか。

加来委員：1点だけ、特別委員会が継続調査となったとき、12月定例会の一般質問について特別委員会でない人については、この給与問題について質問できるわけですけども、そこら辺の扱いをどうしていくのかということ。本来、議会運営委員会で協議されることであるが。これまでは常任委員会の調査中の項目について、委員会以外の人は深入りして質問しないというふうに尊重はしてきたのだけれど、そういうことで進めるのか、議会運営委員会のほうでも協議してほしい旨を特別委員会として申し入れをするのか、その取り扱いを確認していただければと思う。

委員長：加来委員から、委員会の調査関係については、調査終了するまで一般質問を控えるという流れがある。そういうことで色々、お話をいただいた。これらについて当委員会で、一般質問は可能かどうかということ、加来委員からお話あった委員会から申し出るのは、議長にするのは良いのだけれども、議長の裁量で可能かどうか、加来委員に聞きたい。

加来委員：今までは、取り扱いについては議会運営委員会で協議していくと、申し合わせ事項、慣例として取り扱ってきている。継続調査中のものについては、そのような扱いをしてきている。他の人は継続調査を知らないので、特別委員会以外の人、そういうことも含めて議会運営委員会での取り扱いの協議を申し入れたらいいのではと発言させていただいた。

委員長：特別委員会の委員がこの調査に関して関連するものについては、慣例では、遠慮しているのが実態である。皆さんの考えがあれば、議長に申し入れて、議長から議会運営委員会に諮ってもらいながら道筋があるかどうか検討してもらおうということになるかと思う。当委員会としては、一般質問の制約というのを今回特に配慮していただくという申し入れをする必要があるかどうかということをお聞きしたいと思う。

鈴木委員：議会運営委員会の立場でもあるので言いづらいが、どこかの機会でお話をさせていただいた上で、どうしても、違う角度でやるという人が出てきたら、それはケースバイケースで話をしなければならぬと思っているけれども、従来通りの慣例に従って皆さんに説明していきたいなど。その前に議会運営委員会でも協議はするけれども。

加来委員：今までの例としては、こういう場合、全員協議会等が開けない場合は、例えば、議案発送時に給与問題については、特別委員会で継続調査となったと。慣例ではこのような扱いになるというような文章を入れたりして発送したこともある。

委員長：休憩する。

【休憩 11：24】

【再開 11：26】

委員長：再開する。

今、協議内容として一般質問の件だが、継続ということで他の議員さんには周知すると。継続だとだけ報告して、そこで一般質問したいという方がいたら、自由にしても良いのではないかと思う。ただ言えることは、この特別委員会で検討していることから、受け付ける時に議長がどういう判断するかというのが問題になると思う。継続だ

けお知らせをして先に進めておきたいと思っている。そのようなことでよろしいか。

(はいという声あり)

一般質問については、当委員会からは、一般質問するようなことがあれば、当委員会で活発な意見を求めておきたいというふうに思う。

## (2) その他

委員長：その他にいきたいと思う。委員の方から何かあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：事務局のほうから何かあるか。

事務局長：今回の部分を踏まえて、対外的なところについては、確認・対応をしていく形になるけれども、次回の委員会の日程の目安というところを、いつ頃、臨時議会、定例会等もあるので、なかなか日程が詰まっているところもあるのだが、大枠での目安をある程度、打ち合わせいただければというふうに思う。

委員長：局長から次回の開催日ということで、お話があった、次回の日程については、非常に難しい、はっきり決めるのが難しいかなというのは、電話等で問い合わせさせていただいてということがあるから、何日というのは、難しいかなと私の考え。また、問い合わせ等の時間もあるから、だいたい、いつ頃というのは事務局の仕事量にもよる。

鈴木委員：それらを加味していただいて、正副委員長で協議していただいて日にち出していただけたらと思う。

委員長：委員長、副委員長ということなので、日程については、決まったら皆さんに連絡を申しあげるので、よろしく願います。

その他、無ければこれで閉じてよろしいか。

(はいとの声あり)

委員長：今日の特別委員会を閉じさせていただく。私としては、今回の会議は初めて内容があったなというふうに思っている。皆様方に項目別に活発なご意見をいただいて、前に進んだのかなと、あるいは、進めていかないといけないなというふうに思っている。改めましてお礼申し上げながら、本日の会議を終わらせていただく。

【終了 11:30】